

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規則	
○ 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】	4
◇ 告示	
○ 北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部改正【環境局環境監視部環境監視課】	7
○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】	9
◇ 公告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	10
◇ 教育委員会	
○ 勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】	11

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

松元照仁副市長の退任及び鈴木清副市長の選任に伴い、次のとおり副市長の事務分担及び市長の職務を代理する順序を改めることにしました。

(1) 副市長の事務分担は、次のとおりです。

ア 梅本和秀副市長

企画調整局、総務局、市民文化スポーツ局、環境局、産業経済局及び公営競技局に属する事務

イ 鈴木 清副市長

(ア) 会計室、危機管理室、秘書室、広報室、財政局、保健福祉局、子ども家庭局、消防局及び交通局に属する事務

(イ) 地方自治法第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

ウ 今永 博副市長

(ア) 技術監理局、建設局、建築都市局、港湾空港局及び上下水道局に属する事務

(イ) 公共施設マネジメントに関する事務

(2) 市長の職務を代理する順序は、次のとおりです。

第一順位 梅本和秀副市長

第二順位 鈴木 清副市長

第三順位 今永 博副市長

この規則は、令和元年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

国の措置に準じ、職員の時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を定めることにしました。

この規則は、令和元年7月1日から施行することにしました。

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第14号

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 北九州市副市長事務分担規則(昭和42年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条松元照仁副市長の項中「松元照仁副市長」を「鈴木清副市長」に改める。

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

第2条 北九州市長代理順序規則(昭和42年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「松 元 照 仁」を「鈴 木 清」に改める。

付 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第15号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和38年北九州市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の5を第4条の6とし、第4条の4を第4条の5とし、第4条の3の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第4条の4 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第7条の規定により命ぜられて、正規の勤務時間を超えて勤務すること及び週休日に勤務することをいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1） 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1箇月（月の初日から末日までの期間をいう。以下この項において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ） 1年（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数

（2） 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

- ア 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について 100 時間未満
- イ 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 720 時間
- ウ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間
- エ 1 年のうち 1 箇月において 45 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 箇月

2 任命権者が、特例業務（時間外勤務を命じなければ公務の運営に重大な支障を来すおそれがあり、かつ、緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第 1 項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る 1 年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

第 10 条の 2 第 2 項中「第 4 条の 4 第 3 項各号」を「第 4 条の 5 第 3 項各号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間における改正後の北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定（以下「改正後の規定」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条の 4 第 1 項第 1 号	4 月 1 日	7 月 1 日
---------------------	---------	---------

ア（イ）	360時間	270時間
第4条の4第1項第1号 イ（ア）及び第2号イ	720時間	540時間
第4条の4第1項第2号 ウ	5箇月の期間	5箇月の期間（令和元年7月以後の期間に限る。）
第4条の4第1項第2号 エ	6箇月	5箇月

北九州市告示第68-2号

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部を改正する告示

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱（昭和59年北九州市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、病院局長」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）オキシダント濃度測定点

地 域	基 準 測 定 点		参 考 測 定 点
門司区	門司港自排局 松ヶ江局 門司局	門司区老松町3番北九州市立老松公園内 門司区大字畑北九州市立松ヶ江ふれあい公園内 門司区大里原町12番12号門司区役所大里出張所内	北九州局 小倉局 曾根局
小倉北区	北九州局 小倉局	小倉北区井堀二丁目7番1号 小倉北区大門一丁目6番48号 ホームレス自立支援センター北九州内	門司局 企救丘局 戸畑局
小倉南区	企救丘局 曾根局	小倉南区企救丘二丁目1番1号北九州市立企救丘小学校内 小倉南区下曾根四丁目22番1号小倉南区役所曾根出張所内	門司港自排局 松ヶ江局 北九州局
若松区	若松ひびき局 江川局 若松局	若松区向洋町北九州市立ひびきコスモス公園内 若松区高須北一丁目1番1号北九州市立高須中学校内 若松区本町三丁目13番1号北九州市立若松市民会館内	八幡局 塔野局 戸畑局

八幡東区	八幡局	八幡東区中央一丁目2番4号八幡東区役所東別館内	北九州局 塔野局 黒崎局
八幡西区	塔野局 黒崎局	八幡西区塔野一丁目3番1号北九州市立塔野小学校内 八幡西区東鳴水一丁目1番1号北九州市立鳴水小学校内	江川局 若松局 八幡局
戸畑区	戸畑局	戸畑区新池一丁目2番1号北九州市保健環境研究所内	北九州局 若松局 八幡局

付 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、令和元年6月28日から施行する。

北九州市告示第 73 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和元年 7 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

鉄竜二丁目自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	高村歳和	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 8 番 7 号
変更後	有吉信明	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 5 番 9 号

3 変更年月日

平成 31 年 4 月 14 日

北九州市公告第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年7月2日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区湯川新町二丁目530番9及び530番11から530番19まで	北九州市戸畑区千防二丁目18番7号 有限会社井手口興産 代表取締役 井手口智一

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 2 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 5 号

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間等の特例に関する規則（平成 3 年北九州市教育委員会規則第 7 号）
の一部を次のように改正する。

付則第 2 項（見出しを含む。）中「平成 3 0 年 7 月 2 1 日」を「令和元年 7
月 2 1 日」に改める。

付 則

この規則は、令和元年 7 月 2 1 日から施行する。